

成績評価に係る客観的な指標の算出に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、岩手県立一関高等看護学院（以下「学院」といいう）における学生の成績評価を客観的に算出する方法を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

(評価)

第2条 学則第20条による成績の評価は次表のとおりとする。

判定	合 格				不格
評価	100点 ～ 90点以上	90点未満 ～ 80点以上	80点未満 ～ 70点以上	70点未満 ～ 60点以上	60点未満
	S	A	B	C	D

(指標の算出方法と計算方法)

第3条 当該学年の科目終了試験及び各実習評価の得点（100点満点又は100点に換算した得点）の合計を算出し、その合計を履修科目数で割って得られる数値を得点平均値とし、成績評価の指標とする。算出された数値の小数点第2位の値を四捨五入する。

(成績の分布状況の把握)

第4条 成績の分布状況については、当該年度の各学年、次の区分に従ってその分布状況をまとめる。

客観的な指標の算出方法					
履修科目の成績評価を点数化し、全科目の平均点を算出する。（100点満点で点数化）					
学科名	看護学科	学年	○	学生数	○名
成績の分布					
指標の数値	90点以上 90点未満	80点以上 80点未満	70点以上 70点未満	60点以上 70点未満	60点未満
人数					
下位 1/4 に該当する人数		○人			
下位 1/4 に該当する指標の数値		○点			

(指標対象科目)

第5条 指標対象科目は、学院の教育課程すべての授業科目とする。

2 前項の規程に関わらず、次の授業科目については、学年平均点及び卒業時平均点から除くものとする。

- (1)学則第19条により、修得した単位と認定された授業科目。
- (2)再履修により認定された授業科目の、再履修前の得点。
- (3)その他、学院長が指定する授業科目。

(成績通知と成績証明書)

第6条 各年度の成績通知においては、当該学年の得点平均値を記載する。

2 成績証明書には、評価判定基準と成績の評価のみ記載し、平均点は記載しない。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、学院長が別に定める。

附則

1. この要項は令和元年7月25日から実施する。
2. 令和4年4月1日一部改正。